平成２６年（フ）第５３７６号
奈良県橿原市南八木町３丁目５番16号
債務者　松場　康敏
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９４７号
名古屋市北区憧旛町１丁目11番地　フランシェ202号
債務者　安田　拓也
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木全　圭樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３７号
名古屋市名東区香坂201番地
債務者　清水　信雄
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３８号
名古屋市名東区香坂201番地
債務者　清水　達雄
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５７号
愛知県弥富市平島町甲新田51番地４　コーポハットリＣ１－２
債務者　角田　　正
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　弘子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７０号
北海道紋別市渚滑町１丁目６番地の68
債務者　工藤　敏孝
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
福岡県福岡市西区拾六町５丁目９番８号、前住所長崎県諫早市正久寺町503番地
債務者　内田　静夫
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　精一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１７０６号
札幌市東区北14条東２丁目１番10号
債務者　栗山　政美
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６２号
札幌市東区伏古３条３丁目１番16―107号
債務者　山崎　典子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５０号
札幌市北区新川３条13丁目３番30―1105号
債務者　仲元　真己
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５５号
札幌市南区澄川４条２丁目10番１―302号
債務者　山口　麗子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３号
福島県会津若松市城東町２番18号　市営住宅３棟15号
債務者　石川　正敏
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１２０９号
さいたま市緑区東浦和２丁目73番地１　３棟505号
債務者　佐々木恵美子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５０号
埼玉県春日部市西金野井1682番地１
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番９―404号
債務者　森　奈津子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６６７号
北九州市小倉北区黄金２丁目６番３―205号
債務者　寺岡　智子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４号
長崎県対馬市美津島町鶏知甲750番地３コーポ桜ケ丘Ｂ棟106、前住所長崎県対馬市上県町飼所880番地
債務者　阿比留美花
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係